

入 札 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 野村 尚平

下記のとおり一般競争入札（売払）を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：廃油(食油)売払
- (2) 引 渡 場 所：陸上自衛隊富山駐屯地（富山県砺波市鷹栖出935）
- (3) 引 渡 期 限：代金納付の日から5日以内（令和8年6月30日（火）までに搬出）
- (4) 売 払 物 品：下記のとおり

	件 名	規 格	単 位	数 量
1	廃油(食油)売払	仕様書のとおり	L	600
2		以下余白		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2 入札参加資格

- (1) **令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「物品の買受」の格付けで、東海・北陸地域の資格を有し、「C等級」以上に格付けされた者。**
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (7) 入札者心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争

参加を認めない。

- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第336会計隊富山派遣隊において配布する。
令和8年5月26日(火)～令和8年6月8日(月)09時00分(土曜日曜祝日を除く。)

4 入札(現場)説明会

実施しない。但し、現場確認希望者については、下記の期間中に調整の上(調整先:糧食班高柳)実施すること。**令和8年5月26日(火)～令和8年6月8日(月)(土曜日曜祝日除く09時00分～16時00分)**

なお、現場確認をしないで入札に参加する方は、ご本人の責任において現場確認時の質問・回答事項を確認の上、参加していただきますようお願いいたします。未確認の方が入札を行う場合、じ後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、参加して下さい。

5 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：**令和8年6月8日(月) 10時00分～**
- (2) 場 所：陸上自衛隊富山駐屯地 会議室

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金：免 除
- (2) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要の資格が無い者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAX等による入札、入札開始時間に間に合わなかった入札書は不可とする。
- (5) 入札者等が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合の入札

8 契約書の作成

落札価格決定後、遅滞なく契約書を作成する。細部は落札決定後落札者に説明する。

9 落札決定方法

総品目総額決定(消費税抜き)

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札(決定)金額とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)を記載すること

入札金額が当隊所定の予定価格以上の最高価格（買受価格）の入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最高価格入札が2以上ある場合は抽選により落札者を決定する。

10 所有権の移転

当該物件の引渡し完了したとき。

11 物件の引渡完了の時期

- (1) 代金納付の日から5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。
- (2) 買取代金は、物件の引渡しまでに第336会計隊富山派遣隊出納窓口において現金納付するものとする。

12 売払代金の納付期限

令和8年6月30日（月）

- (1) 物品引渡しの時までに納付しなければならない。
- (2) 納付は現金または納入告知書による払い込みで、現金の場合は指定の時間までに第336会計隊富山派遣隊出納窓口にて完了する。

13 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 不用物品売払条項
- (2) 特約条項
 ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 イ 暴力団排除に関する特約条項

14 その他

- (1) 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (2) 入札参加希望者は当隊に「資格決定通知書（写し）」を提出。
- (3) 代理人により入札に参加するものは、入札時委任状を提出すること。
- (4) 郵送による入札の場合は、**令和8年6月8日（月）09時00分までに**必着となるように発送すること。なお、郵送による場合は、事前に連絡し、便着を確認すること。また、**再度の入札となった場合は、別途連絡する。**
- (5) 入札参加者は、入札執行までに「資格審査結果通知書（写）」を提出し、参加の一報をすること。（提出書類についてはFAX可）
- (6) この入札公告は、
 陸上自衛隊金沢駐屯地 第336会計隊富山派遣隊のほか
 陸上自衛隊鯖江駐屯地 第336会計隊鯖江派遣隊
 陸上自衛隊富山駐屯地 第336会計隊 に掲示
 また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
 <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載
- (7) 問い合わせ及び連絡先
 ア 入札及び契約に関する事項
 〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出935
 陸上自衛隊富山駐屯地 第336会計隊富山派遣隊 担当：高橋
 TEL 0763-33-2392（内線 347）
 FAX 同上
 イ 規格及び仕様及び現場確認に関する事項
 陸上自衛隊富山駐屯地 管理隊糧食班 担当：高柳
 TEL 0763-33-2392（内線 245）

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 野村 尚平 殿

¥

(税抜価格)

番号	件名	規格	単位	数量	単価	金額
1	廃油(食油)売払	仕様書のとおり	L	600		
2		以下余白				
3						
4						
5						

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力
団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年6月8日

住所・業者名・代表者名

住所：

業者名：

代表者名：

印

市場価格調査書

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊富山派遣隊長 野村 尚平 殿

¥

(税抜価格)

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

印

番号	件名	規格	単位	数量	単価	金額
1	廃油(食油)売払	仕様書のとおり	L	600		
2		以下余白				
3						
4						
5						

お手数ですが8年6月5日(金)12時00分までにFAX願います。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
不用品売払	富山駐－Z000004	
	作 成	令和 6年 5月14日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	第382施設中隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富山駐屯地において実施する不用品の売払について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書における用語の定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 種類

不用品売払の種類は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 処分の呼び方

売払の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 不用品売払，品名

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）（以下，“法”という。）

2 売払に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、不用品の売払代金を納付する責任を負うものとする。

2.2 売払の対象

売払の対象となる不用品は、調達要領指定書によって指定する。

3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が必要と認めた場合は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 情報保全

本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、利用及び提供してはならない。

4.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	382施中売第 号
	調達要求年月日	令和8年 5月 日
	作成部課	第382施設中隊管理隊糧食班
	作成年月日	令和8年 5月 日
品名	不用品売払, 廃油, 食用油	
仕様書番号	富山駐-Z000004	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、不用品売払, 廃油, 食用油とする。

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項のうち、売払の運搬は契約相手側が行うものとし、収集場所は、次による。

a) 住所

富山県砺波市鷹栖出935 陸上自衛隊富山駐屯地

b) 細部場所

駐屯地鉄屑置場

c) 収集期限

令和8年6月30日（火）までに収集するものとする。

d) 売払要領

駐屯地内において、契約の相手方がタンクローリーで回収

2.2 売払の対象

売払の対象は、次による。

番号	品名	単位	概算数量	備考
1	廃油, 食用油	L I	600	荷姿：ドラム缶3本

※数量は概算であり、正確な数量は変動する。